

## 仕様書

## 1. 業務名

第5次下関市男女共同参画基本計画策定委託業務

## 2. 業務の目的

令和3年3月に策定した「第4次下関市男女共同参画基本計画」の評価を行い、社会情勢、国・県等の動向、市民及び事業所等の意識や価値観の変化に対応した「第5次下関市男女共同参画基本計画」の策定を全面的に支援することを目的とする。

なお「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含するものとする。

## 3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月10日まで

## 4. 業務の内容

- (1) 現状分析（既存資料、関連事業、関連計画の分析）
- (2) 下関市の現行計画の評価・分析
- (3) 計画素案（骨子案）の作成
- (4) 計画原案の作成
- (5) 計画書及び概要版の編集、印刷（レイアウト、デザイン、製本を含む。）
- (6) その他計画策定に必要となる事項の検討内容へのコンサルティング

## 5. 成果物

- (1) 計画書（A4版、120頁程度、表紙はカラー刷り、本文は2色刷り）  
300部
- (2) 計画書概要版（A4版、8頁程度、コート、カラー刷り） 5,000部
- (3) 上記（1）～（2）に係る電子データ CD-ROM 2枚

## 6. 検収の完了

委託者による成果物の承認をもって、検収の完了とする。

## 7. 適法性の確保

受託者は、本業務に関する法令等の内容を十分に認識した上で、適法性を確保しながら業務に取り組むこと。

## 8. 個人情報の適正な管理

受託者は、この仕様書に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、

「個人情報取扱特記事項」の規定に従うこと。

## 9. 情報資産の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行するにあたり、本市が保有する情報資産の機密性、完全性、及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めた下関市行政情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、受託者の管理の下で本業務に従事する全ての者に対して、下関市行政情報セキュリティポリシーを遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、受託者が下関市行政情報セキュリティポリシーを遵守しなかったことにより、重要な情報資産の漏洩又は破損する等、本市又は第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うこととする。

## 10. 法令上の責任

受託者は、本業務の処理に当たる業務従事者に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うこと。

## 11. その他

- (1) 男女共同参画基本計画策定の実績をもつ者が担当となること。また、本業務の遂行にあたって、下関市担当者と十分な打合せを行う体制を整えること。
- (2) 本業務に係る成果物の著作権は、すべて下関市に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、市と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。